

エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード（法人）会員規約

第1条（目的） この規約は、JXTG エネルギー株式会社（以下「当社」という。）が提供する「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム」に関し、その内容、利用者、利用方法および遵守項目を定めるものとします。

第2条（エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード） 1. 本規約において「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード」（以下「カード」という。）とは、当社と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、「当社」と「JCB」を併せて「両社」という。）が協力して、当社が承認したエッソ・モービル・ゼネラルのブランドを掲げる当社系列販売代理店および特約店の顧客である官公庁、企業、団体または個人事業主（以下「法人等」という。）に対して、当社が承認したエッソ・モービル・ゼネラルのブランドを掲げる系列給油所で商品およびサービスの信用販売を提供することを目的として発行されるカードをいいます。 2. 本規約において、カードの申し込み、カードの発行、カードによる信用販売等カードの円滑な業務のために運営されるプログラムを総称して、「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム」（以下「プログラム」という。）といいます。

第3条（カードの機能） 1. 会員（第5条に定めるものをいいます。以下同じです。）は、本規約に定める方法、条件によりカードを使用することによって第11条に定める機能を利用することができます。 2. カードの利用は、会員が加盟店（第6条に定めるものをいいます。以下同じです。）から商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることの代金につき、会員がJCB に対して、加盟店に対する支払いを会員に代わって行うことを委託することができる機能です。JCB は、会員に対して、会員からの委託に基づき、加盟店に対して、代金を支払うサービスを提供します。

第4条（発券店） 当社および加盟店（第6条に記載）は、当社が別途指示する方法で、法人等に対し、カード申し込みを勧誘します。本「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード会員規約」を承諾のうえ、カード申し込みをした法人等について、当社とカード会社が申し込みを承認した場合、当該法人等は法人本会員となり、法人等の申し込みを受けた当社または加盟店は、発券店となります。

第5条（会員） 1. プログラムへ入会しようとする法人等は、本規約を承認のうえ、当社、JCB および加盟店に対し、プログラムへの入会を所定の入会申込書により申し込みます。当社およびJCB は、入会の資格審査を行い、適格と判断した法人等にカードを発行します。申し込みを行った法人等は、当社およびJCB が行う法人等の入会の資格審査の結果に異議を申し述べません。 2. 法人本会員の役員および従業員を法人カード使用者といいます。 3. 法人本会員と法人カード使用者を併せて会員といいます。 4. 法人本会員と代表者を併せて支払責任者といいます。 5. グループ会社、JCB および発券店と会員との契約は、会員の入会が承認されたときに成立します。 6. 会員は、法人本会員の営業のためにのみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人本会員は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。

第6条（加盟店と取扱給油所） 1. 加盟店とは当社が承認したエッソ・モービル・ゼネラルのブランドを掲げる当社系列の販売代理店、特約店またはその管轄下にある特約店並びに販売店等であって、当社がカードの取り扱いを承諾したものをいいます。 2. 取扱給油所とは当社が承認したエッソ・モービル・ゼネラルのブランドを掲げる当社系列の給油所をいいます。取扱給油所は、店頭にて、当該カードが利用できる旨の提示を行うものとします。

第7条（カードの貸与） 1. 発券店は、当社およびJCB が発行したカードを法人本会員に貸与します。カードの表面には、法人本会員名（法人の場合は法人名）・会員番号およびカードの有効期限等が表示されます。 2. カードは、カードの表面に表示された法人本会員の役員および従業員以外は使用することができません。会員は、本規約の規定に従ってカードを使用するとともに、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し管理しなければなりません。 3. カードの所有権は発券店にあります。会員は、他人に貸与、譲渡および担保の提供や預託等に利用したりカードの占有を第三者に移転することは一切できません。 4. カードの所有権を有する発券店がエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード加盟店登録を脱退した場合で、その発券店の所有するカードの貸与を受けた法人本会員がカードの継続使用を望んだ場合、カードの所有権は、当社の判断により他の加盟店もしくは当社に移転されるものとします。

第8条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カードの表面に表示した月の末日までとします。 2. カードの有効期限までに退会の申し出のない法人本会員で、かつ、当社、JCB および発券店が認める場合、有効期限の満了時に有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第9条（取引時確認等） 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）がJCB 所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要とJCB が判断した場合は、当社およびJCB は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第9条の2（反社会的勢力の排除） 1. 法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社、加盟店またはJCB の信用を毀損し、または当社、加盟店またはJCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。 2. 当社、加盟店またはJCB は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、当社、加盟店またはJCB が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、JCB は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第18条第1項(6)に基づき支払責任者の期限の利益を喪失させ、第19条第2項(5)(6)の規定に基づき会員資格を喪失させます。 3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等について当社、加盟店またはJCB に請求をしないものとします。 4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。 (1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者。 (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。 (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者。 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者。 (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者。 (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者。

第10条（年会費） 1. 支払責任者は、毎年当社所定の期間内に当社所定のカード年会費を、カードの枚数に応じてJCB へ支払うものとします。 2. カード年会費には、当社またはJCB が別途会員に紹介し提供する付帯サービスであって法人本会員が入会時または入会後に別途承諾した付帯サービスの年会費等の費用を含みます。 3. カード年会費は、当社またはJCB が必要と認めたときはこれを改訂することができ、当社およびJCB が改訂の内容を通知した後に法人カード使用者がカードを利用したことによって、支払責任者は年会費改訂を承認したものとみなします。

第11条（カードの利用） 1. 法人カード使用者は、取扱給油所においてカードを提示し、所定の売上票に署名することにより、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油および指定された油外商品の購入により加盟店に対して発生し負担する債務を、プログラムを通じて支払うことができます。ただし、次の商品については、会員はプログラムを通じて購入することはできません。 ①金・銀・白金

などの地金類 ②切手・印紙などの専売品目 ③商品券・ギフトカード・共通給油券・高速回数券・プリペイドカードなどの換金性のある商品 ④その他の当社で指定した商品 2. 通信販売による非対面取引その他両社が特に認めた取引については、会員は両社所定の方法によりカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。 3. 会員が取扱給油所においてカードを利用したことにより、会員の加盟店に対する支払いにつき、会員がJCB に対して弁済委託を行ったものとみなし、JCB は、自らまたは第三者を介して、加盟店に対して、会員に代わって立替払いを行います。 4. 会員は取扱給油所の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、カードを提示し、取扱給油所の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、取扱給油所に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりカードの利用を行うことができます。なお、売上票への署名または取扱給油所に設置されている端末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことによりカードの利用ができることがあります。 5. 法人本会員1 社あたりの月間信用販売の利用可能枠（当該法人本会員が責任を引き受けた法人カード使用者による月間信用販売の利用可能枠の総額の上限額をいう。）および法人本会員のカード使用1 回あたりの信用販売の利用可能額は、両社が定める所定の金額とします。ただし、JCB が特別に認めた場合については、この限りではありません。カード利用可能枠は、当社が会員に貸与しているカード枚数にかかわらず、法人本会員単位で定めるものとします。 6.JCB は、会員のカード利用状況および法人本会員の信用状況に応じて、審査のうえ利用可能枠を減額することができるものとします。 7.プログラムを通じて支払う場合の債務の返済は、通常のショッピング1 回払いのみとします。 8. 当社、JCB および加盟店は、会員のカード利用が本規約に違反するか、違反するおそれがある場合等には、会員のカード利用を拒絶することができるものとします。 9. 会員は、会員のカードの利用に際して、利用金額等の条件によってJCB の承認が必要となることを承諾します。会員は、加盟店がJCB の承認を得るために、カードの利用に関する照会を行うことをあらかじめ承認するものとします。JCB は会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、カードの利用を拒絶することができます。

第1 2条（利用可能な金額） 1. 会員は各月16 日から翌月15 日までの間（以下「標準期間」という。）、前条の利用可能枠から当該標準期間の利用残高を差し引いた金額の範囲内でカードを利用することができるものとします。 2. 前項の利用残高とは、会員のカード利用に基づきJCB に対して支払うべき金額の各標準期間における合計額（約定支払日が到来しているか否かを問いません。なお、事務上の都合により標準期間におけるカード利用が翌標準期間におけるカード利用として残高に計上されることがあります。）で、支払責任者が未だJCB に対して支払いを済ませていない金額をいい、法人会員分と全てのカード使用者分を合算した金額をいいます。 3. 支払責任者は、利用可能枠を超えるカード利用についても当然に支払義務を負うものとします。

第1 3条（立替払いの委託） 1. 会員は、第11 条第3 項の定めのとおり、加盟店においてカードを利用したことにより、JCB に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、JCB が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCBが認めた第三者を経由する場合があります。 (1)JCB が加盟店に対して立替払いすること。 (2)JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該JCB の提携会社に対して立替払いすること。 (3)JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該JCB の関係会社に対して立替払いすること。 2. 商品の所有権はJCB が加盟店、JCB の提携会社またはJCB 関係会社に対して支払いをしたときにJCB に移転し、ご利用代金の完済までJCB に留保されることを、会員は承認するものとします。 3. 第1 項にかかわらず、JCB が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、JCB、JCB の提携会社またはJCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第1 4条（会員と加盟店との間の紛議等） JCB は、カードの機能として、会員が現金決済によらずに商品・権利を購入し、または役務の提供を受けることができる加盟店網を会員に対して提供するものです。会員は、加盟店において商品・権利を購入し、または役務の提供を受けるにあたっては、自己の判断と責任において、加盟店との契約を締結するものとします。会員は、加盟店から購入した商品・

権利または提供を受けた役務に関する紛議について、当該加盟店との間で解決するものとし、支払責任者のJCBに対する債務の支払拒否の理由にはならないものとします。

第15条（会員の支払額の通知） JCBは第12条に規定する支払責任者の毎月の支払額を、法人本会員が「エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードプログラム入会加盟申込書」において届け出た住所宛に「ご利用代金明細書」として（法人本会員が、入会申込書その他JCB所定の書面において指定した支払い方法が、JCBが指定する金融機関の口座に振り込む方法の場合は、「ご利用代金明細書」を「ご利用代金請求書」と読み替えるものとします。）郵送またはJCB所定の方法で通知します。ご利用代金明細書の内容について法人本会員が通知を受けた後1週間以内に当社およびJCBに対して異議を申し立てない場合には、ご利用代金明細書の内容について支払責任者が承認したものとみなします。また、ご利用代金明細書の延着または未着は代金支払いの拒絶の理由にはなりません。

第16条（代金決済） 1. 支払責任者のカード利用代金等のJCBに対する債務は毎月末日までに締め切り、支払責任者は翌々月10日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）にあらかじめ支払責任者が届け出た預金口座から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により翌々月以降の約定支払日の支払いとなることがあります。 2. 約定支払日に支払額の口座振替ができない場合には、当該金融機関との約定により、約定支払日以降、代金の全部または一部につき口座振替ができるものとします。 3. 前項の定めにかかわらず、支払責任者があらかじめJCBの同意を得た場合には、支払責任者があらかじめ申込書に記載した支払日までにJCBの指定する預金口座へ振込みによって支払うことができるものとします。その場合の金融機関への振込手数料等支払いにかかる費用は支払責任者が負担するものとします。 4. 支払責任者は、支払責任者のJCBに対する債務の支払いがその債務の全額に満たない場合には、支払金の債務への充当は、JCB所定の順序によりJCBが行うことに同意します。 5. 支払責任者が所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づきJCBに支払うべき金額を超えてJCBに対する支払いをした場合、JCBは翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。

第17条（遅延損害金） 支払責任者が会員のカード利用に基づきJCBに対して支払うべき約定支払額を約定支払日に支払わなかった場合には、約定支払額（ただし、遅延損害金は除く。）に対し、その翌日から完済に至るまで、また、本規約に基づきJCBに対して負担する債務につき期限の利益を喪失した場合には、残債務全額（ただし、遅延損害金は除く。）に対し期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、年14.60%の割合（1年を365日とする日割計算）による損害金を元金に付加して支払うものとします。

第18条（期限の利益の喪失） 支払責任者は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(2)、(3)または(4)においては、何らの通知、催告を受けることなく当然に、(5)、(6)または(7)においては、JCBの請求により、JCBに対する一切の債務について期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払うものとします。(1)支払責任者のいずれもがJCBに対する債務を約定支払日に支払わなかったとき。(2)支払責任者のいずれもが自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。(3)支払責任者のいずれもが差押、仮差押、仮処分、申立てまたは滞納処分を受けたとき。(4)支払責任者のいずれもが破産、民事再生、特別清算または会社更生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの申立てをしたとき。(5)(1)、(2)、(3)、(4)のほか支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるとJCBが判断したとき。(6)会員が本規約に違反し、その違反が本規約の重大な違反となる時（第9条の2第1項に違反する場合を含むがそれに限らない。）。(7)第19条第2項(1)、(2)または(3)のいずれかの事由に基づき支払責任者が会員資格を喪失したとき。

第19条（退会および会員資格の喪失等） 1. 法人本会員はプログラムの所定の方法により退会の手続きを行い退会することができます。この場合、会員は、貸与を受けている全てのカードを当社または加盟店の別途指示する方法で直ちに加盟店に返還し、支払責任者はJCBに対する残債務全額を完済しなければなりません。本規約に定められた支払日にかかわらず、残債務全額を直にお支払いいただくこともあります。なお、法人本会員が退会する場合、当然に法人カード使用者も退会となります。 2. 当社、加盟店またはJCBは、会員(4)または(7)のときは、それに該当するカード使用者（個人事業主会員を含む。）をいい、カード使用者が(1)、(2)、(3)、(5)ま

たは(6)のいずれかに該当したときは、当該カード使用者のみならず、法人会員も含む。)が次のいずれかに該当する場合、(1)、(4)においては当然に、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)においては当社、加盟店またはJCBが会員資格の喪失の通知をしたときに、会員資格を喪失します。(1)法人本会員が入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。(2)会員が本規約に違反したり、支払責任者が加盟店またはJCBに対する債務を履行しないことを理由として当社またはJCBが会員資格の喪失を発したとき。(3)支払責任者の信用状態に重大な変化が生じたり、あるいはカードの利用状況が適当でないと当社またはJCBが判断して会員資格の喪失の通知を発したとき。(4)当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過したとき。(5)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が反社会的勢力に該当することが判明したとき。(6)会員、会員の役員・顧問・従業員または会員を実質的に支配もしくは会員の経営に影響力を行使できる者が、自らまたは第三者を利用して不当な要求行為等を行ったとき。(7)法人カード使用者が死亡したことを当社、加盟店またはJCBが知ったとき、または連絡責任者もしくは法人カード使用者の親族等から法人カード使用者が死亡した旨の連絡が当社、加盟店またはJCBにあったとき。3.前項各号に該当する場合、当社およびJCBは、加盟店に当該カードの無効を通知し、カードの利用を拒絶できるものとします。4.第2項に該当し、当社またはJCBが所定の方法により、または加盟店を通じてカードの返還を求めたときは、会員は直ちにカードを返還するものとします。5.会員は、両社が第7条、第8条または第21条に基づき送付したカードについて、会員が相当期間内に受領しない場合には、会員が退会の申し出を行ったものとして両社が取り扱うことに同意します。

第20条 (カードの紛失、盗難等) 1.カードの紛失、盗難や第7条に違反して、他人にカードを使用された場合は、その使用代金は支払責任者の負担となります。2.前項の規定にかかわらず、法人本会員が紛失、盗難の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、当社の請求により所定の紛失・盗難届を当社に提出した場合には、当社に届け出た日の60日前以降に発生した損害額の全部もしくは一部について、当社、JCBおよび加盟店はその支払いを免除します。3.前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、上記損害の全部を支払責任者が負担するものとします。(1)紛失、盗難が会員の故意、または重大な過失によって生じた場合。(2)法人カード使用者の家族、同居人、留守人等、従業員を含む会員の関係者によって使用された場合。(3)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じた場合。(4)会員規約に違反している状況において、紛失、盗難が生じた場合。(5)会員が当社またはJCBの請求する書類を提出しなかったり、当社またはJCBの行う被害状況調査に協力を拒んだ場合。(6)その他、会員が当社またはJCBの指示に従わなかった場合。

第21条 (カードの再発行) 1.カードの紛失、盗難、破損および汚損等により、法人本会員が希望し、当社、加盟店およびJCBが審査のうえ妥当と認めた場合は、カードを再発行します。再発行に関わる費用は、紛失、盗難の場合、支払責任者の負担とし、紛失、盗難以外の再発行に関わる費用は、発券店負担とします。2.両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、会員はあらかじめこれを承認します。

第22条 (届出事項の変更) 1.支払責任者は、入会申込書に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、預金口座、事業内容、実質的支配者等の記載事項について変更があった場合には、遅滞なくその旨を所定の届出書により、当社、加盟店およびJCBに提出しなければなりません。2.第1項の届出がないため、当社、加盟店またはJCBからの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第1項の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があると当社、加盟店およびJCBが認めた場合は、この限りではありません。

第23条 (支払責任および連絡責任者) 1.支払責任者は、会員によるカードの利用代金その他本規約において法人本会員または支払責任者が負担するとされる一切の義務および責任を連帯して履行する義務を負うものとします。2.本規約を承認のうえ支払責任者となった代表者は、法人本会員の代表権を喪失した場合であっても、当該代表者とは別の個人がJCBの承認を得て支払責任者とならない限り、前項の支払責任者としての義務および責任を継続して負担するものとします。3.法人本会員は、自ら本規約を遵守するほか、

善良なる管理者の注意をもって法人カード使用者をして本規約を遵守させる義務を負うものとします。 4. 連帯保証人は本規約を承認のうえ、本規約に基づく全責務について、法人本会員と連帯して履行の責を負うものとします。 5. 連帯保証人は、代表者がJCBの承認を得て支払責任者とならない限り、前項の責任を継続して負担するものとします。 6. 法人等は、入会申込書に記載すべき事項等について、両社から確認を行うための連絡責任者を、両社所定の入会申込書等に記載し、提出するものとします。

第24条（個人情報情報機関の利用および登録） 1. 法人本会員および入会を申し込まれた法人等（以下「法人会員等」という。）ならびに法人会員等の代表者（以下「代表者等」といい、「法人会員等」と「代表者等」を併せて「会員等」という。）は、JCBが利用・登録する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。（1）JCBが代表者等の支払能力の調査のために、JCBが加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失、盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。（2）加盟個人情報情報機関に、代表者等の本規約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報情報機関の加盟会員にこれらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいいます。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限ります。）のために利用されること。（3）前号により加盟個人情報情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。 2. 加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報情報機関とし、各加盟個人情報情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、JCBが新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知するものとします。

第25条（会員情報の収集、保有、利用、預託） 1. 会員等は、当社およびJCBが会員等の会員情報（本項(1)に定めるものをいいます。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。（1）JCBが本契約（本申し込みを含みます。以下同じです。）を含むJCBとの取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の会員等に関する情報（以下「会員情報」という。）を収集、利用すること。 ①法人等の名称、法人等代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第22条等に基づき入会後に届け出た事項。 ②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、代表者等が入会申込時および第22条等に基づき入会後に届け出た事項。 ③入会申込日、入会承認日、有効期限、信用販売限度枠等、会員等と当社およびJCBの契約内容に関する事項。 ④会員のカード利用内容、支払責任者の支払い状況、お問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程においてJCBが知り得た事項。 ⑤法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、JCBが収集した代表者等のクレジット利用・支払履歴。 ⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項。 ⑦JCBが適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、本号①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。 ⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。（2）当社およびJCBが以下の目的のために、会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める当社、JCBの営業内容について中止を申し出た場合、当社およびJCBは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCB相

談窓口へ連絡するものとします。) ①カードの機能、付帯サービス等の提供。 ②当社事業(石油卸事業、その他当社の定款記載の事業。以下「当社事業」という。)およびJCB 事業(クレジットカード事業、その他JCB の定款記載の事業。以下「JCB 事業」という。)における取引上の判断(会員等によるJCB 加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含みます。)。 ③両社事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。 ④当社事業、JCB 事業または加盟店等における宣伝物の送付等の営業案内。(3)本契約に基づく当社またはJCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、JCB が個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④の会員情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCB となります。

第26条(費用の負担) 1.カード利用または、本規約に基づく費用・手数料に関して課される消費税その他の公租公課および振込みにて債務を支払う場合の金融機関の振込手数料は支払責任者の負担とします。 2.支払責任者が加盟店またはJCB に対する債務を履行しないため、加盟店またはJCB が第16条以外の方法により、債務の支払いを求める場合には、日本弁護士連合会の規定の範囲内の弁護士費用を含めた費用を支払責任者は負担するものとします。

第27条(合意管轄裁判所) 1.会員は、会員と当社またはJCB との間の訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社またはJCB の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。 2.代表者は、代表者と当社またはJCB との間の訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、当社またはJCB の本社、支社、営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第28条(準拠法) 会員と当社、JCB および加盟店との本規約およびその他の諸契約に関する準拠法は全て日本法が適用されるものとします。

第29条(会員規約およびその改訂) 会員規約は、会員および代表者と当社等との一切の契約関係に適用されます。当社またはJCB が必要と認めるときはこれを改訂することができ、将来本規約または本規約に付随する規定もしくは特約などが改訂された場合、当社およびJCB がその内容を書面その他の方法により通知または公告した後に会員がカードを利用したことによって、会員および代表者は変更事項を承認したものとみなします。

第30条(会員情報の開示、訂正、削除) 1.会員等は、当社、JCB、加盟個人情報情報機関および共同利用会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。(1)当社への開示請求:本規約末尾に記載の当社相談窓口へ (2)JCB への開示請求:本規約末尾に記載のJCB相談窓口へ (3)加盟個人情報情報機関への開示請求:本規約末尾に記載の各加盟個人情報情報機関へ 2.万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社およびJCB は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第31条(会員情報の取り扱いに関する不同意) 当社およびJCB は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。なお、第25条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定める当社、JCB の営業案内に対する中止の申し出があっても、法人本会員が退会手続きをとらない限りは同④に定める当社、JCB の営業案内を実施させていただくことがあります。なお、代表者個人に対しては同④に定める当社、JCB の営業案内は実施いたしません。(本条に関する申し出は本規約末尾に記載の当社またはJCB の相談窓口へ連絡するものとします。なお、同④に定める営業案内についての申し出は当社相談窓口へ連絡するものとします。)

第32条(契約不成立時および退会後の個人情報の利用) 1.当社およびJCB が入会を承認しない場合であっても入会申込みをした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第25条に定める目的(ただし、第25条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケ

ート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCB の営業案内等を除きます。) および第24 条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 2. 第19 条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第25 条に定める目的(ただし、第25 条第1 項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定める当社、JCB の営業案内を除きます。) および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社およびJCB が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、個人情報の開示、訂正、削除等の個人情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCB では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

<当社ご相談窓口>

エッソ・モービル・ゼネラルカードセンター

TEL : 045-607-0110

<JCB ご相談窓口>

株式会社ジェーシービー 会員サービス部

〒181-8001 東京都三鷹市下連雀7-5-14

TEL : 0422-40-8138

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCB トラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TS ビル

利用目的：旅行サービス、航空券、ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供

○日本ロードサービス株式会社

〒120-0034 東京都足立区千住1 丁目4 番1 号 東京芸術センター4 階

利用目的：ロードサービス等の提供

(TK803304・20170401)

エッソ・モービル・ゼネラルロードサービス規定 (抄)

第1条 (規定の目的等) 1.本エッソ・モービル・ゼネラルロードサービス規定(以下「本規定」という。)は、JXTGエネルギー株式会社(以下「当社」という。)と株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という。)が提携して発行するエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード、もしくはエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートプラスカード(以下個別に指して「カード」という。)を保有する会員(以下「会員」という。)に対して、当社の提携先である日本ロードサービス株式会社(以下「JRS」という。)が提供するエッソ・モービル・ゼネラルロードサービス(以下「本サービス」という。)に関する事項を定めるものとします。 2. エッソ・モービル・

ゼネラルロードサービスとは、JRS ロードサービス、ツーリングワランティサービス、アフターフォローサービスをいいます。 3. 会員は当社とJCB、もしくはJCB が定める会員規約、特約、ならびにこれらに付帯する規定等および本規定を承認の上、本サービスの提供を受けることができます。 4. 会員は、本サービスへの申込書の記載項目および本サービスの提供に必要とされる情報が、JRS に登録されることにあらかじめ同意するものとします。

第2条（年会費） 1. 本サービス年会費は、カード入会申込時に入会申込書等で案内する金額とします。 2.2 年次以降の会費が変更となる場合は、会員に対して別途通知するものとします。 3. 本サービス年会費の支払については、会員は原則としてカード会社の指定月に会員のカード決済指定口座からのお引落としまたは請求書によるお振込みによってこれを支払うものとします。

第3条（サービス内容） 1. JRS ロードサービスとは、当社の提携先であるJRS が、JRS および当社の認めた会員の車両の事故・故障に対して提供する以下のサービスをいい、サービス料金は全額会員負担となります。 (1) 会員の車両における事故・故障等、車両のトラブル発生時において、会員からの緊急受付を24 時間・年中無休体制を以って対応するものとします。 (2) 会員の車両における事故・故障等、車両のトラブル発生時において、安全性の確保ならびにカートラブルにおける応急処置のアドバイスを行うものとします。 (3) 出張応急処置、車両の搬送を要する場合、業者への出勤手配、出勤支援を行うものとします。 (4) 状況に応じた応急処置、レッカー等出勤支援業務を提供するものとします。 (5) 会員の要望により当事者の家族・会社等に対し、緊急連絡・状況説明を行うものとします。 2. ツーリングワランティサービス（以下「ワランティサービス」という。）とは、上記JRS ロードサービスのうちワランティサービスを希望し別途年会費を支払った会員が利用できる以下のサービスをいいます。 (1) バッテリーあがり（バッテリージャンピング作業。充電は対象外） (2)パンク（車載のスペアタイヤとの交換作業） (3) ガス欠（現場での給油作業。ガソリン、オイル等の油脂代、部品代は別途料金） (4) キー閉じ込み（一般シリンダーが対象。特殊キー、キー製作は別途料金） (5) レッカーサービス（10km まで） 3. 前1 項および2 項について、特に以下に掲げる場合は、そのサービス料金および実費は全額会員負担となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。 (1) スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない為、雪道でスリップする状態や砂道等でのスタック。 (2) 現場状況により特殊作業を要する場合。 (3) 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態での運転中の事故・故障等。 (4) 車の販売、修理および管理を業とするものが、業務として受託し使用または管理中の車両や商品車使用の場合。 (5) 違法な改造がなされている車両や車検登録のない車両。特殊工作装置等を装備した車両。 (6) レース、ラリー等一般の乗用目的以外での車両使用中の事故・故障等。 (7) 会員が高速道路および、有料となる場所にて事故・故障を起こし救援車の依頼をした際の、救援車の高速道路および駐車場等の利用料金。 (8) タイヤが2 本以上脱輪している車両の引上げ作業に要する費用実費。 (9) ガス欠時に給油を行ったガソリン、軽油等の燃料油代金実費。 (10) 鍵をインロックした際の特種シリンダーキー開錠作業。キー作製は別途有償。 (11) タイヤがパンクした場合のスペアタイヤ交換脱着作業2 本以上の場合。 4. アフターフォローサービスとは、ワランティサービスを申し込まれた会員に対して、事故・故障により会員の乗車する車両がワランティサービスをご利用後、車両が自走不能の場合に利用できる、レンタカーサービス、宿泊費用サポート、帰宅費用サポート等のサービスをいい、本規定第7 条に定めるサービスをいいます。

第4条（サービスの利用方法） 1. 会員は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスデスクに連絡することによりエッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受けることができます。 2. 会員は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受ける場合、現場でカードを提示するものとします。カードの提示がない場合は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受けることができません。 3. カードに表示されている会員以外は本サービスをご利用いただけません。

第5条（対象車種） 1. JRS ロードサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両が対象となります。 2. ワランティサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両で二輪車および四輪車で全長5.3m未満、全幅2m未満、車両重量3t 未満の車両が対象となります。ただし緑ナンバー、黒ナンバーの車両は対象外となります。

第7条（アフターフォローサービス） ワランティサービスを利用後、車両が自走不能の場合、いずれか一つのサービスをご利用いた

だけです。ただし、レッカー移動で工場等に入庫した場合に限ります。 1. レンタカーサービス 代替車両として、JRS が指定するレンタカーの手配を行います。(1,800CC クラスまで) 6 時間以内の利用を無料とします。(基本料金のみ無料。ガソリン代・乗り捨て料金は会員負担となります) 場所・時間によって提供できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 2. 宿泊費用サポート 宿泊を要する場合、JRS が指定する場所から最寄の宿泊施設の手配を行い、会員および同乗者(車検証に記載の定員数まで) 一人あたり ¥15,000 まで費用を負担致します。(宿泊料のみ) 場所・時間によって JRS が手配できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 3. 帰宅費用サポート 故障または事故発生の当日中に公共交通機関(電車・バス・飛行機・船舶)を利用して帰宅する場合、会員および同乗者(車検証に記載の定員数まで) 一人あたり ¥20,000 まで費用を負担致します。宿泊費用・帰宅費用サポートは会員自宅から 100km(直線距離)以上離れた場所での故障・事故によって自走不能の場合とします。また、宿泊・帰宅にかかる費用は会員が立替払いをして、後日 JRS がお支払い致します。

(TK592404・20170401)

<加盟個人情報機関>

本規約に定める加盟個人情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー(CIC) (貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 階

電話番号 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

- 株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定個人情報機関)

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号 0570-055-955

<http://www.jicc.co.jp/>

※各個人情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	JICC
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
② 加盟個人情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から6ヵ月以内
③ 入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内	契約継続中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年以内
④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤ 本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告	登録日より5年以内	

情報	
----	--

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

- 全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。

- 加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*

*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

(KSK77C・20170331)

エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード（JCB 法人および法人タイプII）・ハウスカード会員特約

第1条（本カード） 本特約において「本カード」とは、JXTG エネルギー株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ジェーシーシー（以下「JCB」という。）が提携して発行するもので、エッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカードと称するカードをいいます。

第2条（適用） 本特約は、ハウスカードサービス規定に定めるハウスカード会員の、本カード利用について適用されます。 2. 本特約に定めのない事項については、ハウスカードサービス規定およびJCB が別途定める会員規約（一般法人用、大型法人用）（以下「会員規約」という。）、クレジットカードレス特約ならびにこれらに付帯する規定等（以下総称して「会員規約等」という。）が適用されます。 3. 本特約で特に定めるほか、本特約における用語は、会員規約等における用語と同様の意味を有するものとします。

第3条（欠番）

第4条（本カードの発行、貸与） カードの所有権は、ハウスカードサービス規定の定めにかかわらず、指定加盟店のうち甲が定めるところに従い、本カードを申し込もうとする者（以下「入会申込者」という。）から入会申込書を権限に基づいて受領した指定加盟店（以下「発券店舗」という。）に帰属し、発券店舗がハウスカード会員に貸与します。 2. 前項にかかわらず、ハウスカード会員が本カードを返還しようとするときは、発券店舗ではなく、JCB に返還するものとします。また、ハウスカード会員が会員資格を喪失し、JCB が本カードの返還を求めたときは、ハウスカード会員は直ちに本カードをJCB に返還するものとします。 3. 甲が入会申込者から直接入会申込書を受領した場合、甲が発券店舗となるものとします。 4. JCB が入会申込者から直接入会申込書を受領した場合、JCB が発券店舗となるものとします。

第5条（年会費） ハウスカード会員は、甲もしくはJCB またはその双方に対して、通知または公表する年会費を支払うものとします。年会費はハウスカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第6条（提供サービスの内容、利用方法等） 甲（本条においては甲が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービス（以下「サービス」という。）およびその内容については、甲が書面その他の方法により通知または公表します。 2. ハウスカード会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとします。また、サービスを利用できない場合があることを予め承認します。 3. 甲は、通知または公表の上、サービスを停止し、またはその内容を変更することがあります。 4. ハウスカード会員は、甲が提供するサービスを受ける場合、甲所定の方法により利用するものとします。

第7条（指定加盟店） 本カードに関し、ハウスカードサービス規定に定める指定加盟店とは、甲およびJCB が指定する甲の系列代理店または特約店とし、ハウスカード会員は、甲およびJCB が指定する商品・権利の購入、役務の提供等を受けることができます。

第8条（ロードサービス） ハウスカード会員は第6条に規定するサービスとして、甲が通知または公表する内容のロードサービスをカード付帯機能として任意で申し込むことができます。 2. 甲は前項のロードサービスのハウスカード会員への提供を甲の指定するロードサービス会社に委託するものとします。 3. ハウスカード会員は甲が通知または公表するロードサービス年会費の債権については、甲からJCB に対して債権譲渡をすることを予め承し、ハウスカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第9条（会員情報の取扱いおよび開示・訂正・削除） ハウスカード法人会員および入会を申し込まれた法人等（以下「法人会員等」という。）ならびにハウスカード使用者およびハウスカード使用者として入会を申し込まれた方（以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、甲が会員等の会員情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1) 本カードの発行、および甲のサービスを提供するために、以下の会員等に関する情報（以下「会員情報」という。）を収集、利用すること。 ①法人名、法人代表者名、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第10条において届け出た事項 ②氏名、生年月日、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第10条において届け出た事項 ③ハウスカード会員の本カードの利用内容（第11条において共有する情報） ④入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 (2) 甲がハウスカード会員に対し、甲および指定加盟店で取り扱う商品ならびに提供するサービスの諸案内

等をする目的で、会員情報を利用すること。ただし、ハウスカード会員が当該案内などについて中止を申し出た場合、これを中止するものとします。（中止の申し出は以下の甲窓口で連絡するものとします。） (3) 甲の業務を第三者に対し委託する場合に、委託業務の遂行に必要な範囲で、会員情報を当該業務委託先に預託すること。 2. 会員等は甲に対して、自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は前項(2)の窓口で連絡するものとします。） 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。 3. 会員等は、発券店舗が、本条1項(1)の会員情報（ただし、当該発券店舗にて発行した本カード分に限る。）を、発券店舗で取り扱う商品の販売ならびにサービスの提供、およびその商品、サービス等の諸案内等をする目的で、甲より提供を受け、利用することに同意します。

第10条（届出事項の共有） ハウスカード会員が、甲またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があり、甲またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について甲およびJCBの間で共有することに、ハウスカード会員は予め同意するものとします。

第11条（利用内容の共有） ハウスカード会員は、甲がハウスカード会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、ハウスカード会員の本カードの利用内容を、甲とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。

第12条（会員資格の喪失） ハウスカード会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第13条（甲とJCBの提携解消） 甲とJCBの提携契約が終了した場合、甲およびJCBは、ハウスカード会員に対して通知することにより、本カード利用による役務提供を終了することができるものとします。

<ご相談窓口>

甲に対する会員情報の開示および利用の中止、訂正・削除などの会員情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

エッソ・モービル・ゼネラルカードセンター

TEL : 045-607-0110

(TK592401・20170401)

エッソ・モービル・ゼネラルロードサービス規定（抄）

第1条（規定の目的等） 1. 本エッソ・モービル・ゼネラルロードサービス規定（以下「本規定」という。）は、JXTG エネルギー株式会社（以下「当社」という。）と株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が提携して発行するエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートカード、もしくはエッソ・モービル・ゼネラルコーポレートプラスカード（以下個別に指して「カード」という。）を保有する会員（以下「会員」という。）に対して、当社の提携先である日本ロードサービス株式会社（以下「JRS」という。）が提供するエッソ・モービル・ゼネラルロードサービス（以下「本サービス」という。）に関する事項を定めるものとします。 2. エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスとは、JRS ロードサービス、ツーリングワランティサービス、アフターフォローサービスをいいます。 3. 会員は当社とJCB、もしくはJCBが定める会員規約、特約、ならびにこれらに付帯する規定等および本規定を承認の上、本サービスの提供を受けることができます。 4. 会員は、本サービスへの申込書の記載項目および本サービスの提供に必要とされる情報が、JRSに登録されることにあらかじめ同意するものとします。

第2条（年会費） 1. 本サービス年会費は、カード入会申込時に入会申込書等で案内する金額とします。 2.2 年次以降の会費が変更となる場合は、会員に対して別途通知するものとします。 3. 本サービス年会費の支払については、会員は原則としてカード会社の指定月に会員のカード決済指定口座からのお引落としまたは請求書によるお振込みによってこれを支払うものとします。

第3条（サービス内容） 1. JRS ロードサービスとは、当社の提携先であるJRSが、JRSおよび当社の認めた会員の車両の事故・故

障に対して提供する以下のサービスをいい、サービス料金は全額会員負担となります。(1) 会員の車両における事故・故障等、車両のトラブル発生時において、会員からの緊急受付を24時間・年中無休体制を以って対応するものとします。(2) 会員の車両における事故・故障等、車両のトラブル発生時において、安全性の確保ならびにカートラブルにおける応急処置のアドバイスをを行うものとします。(3) 出張応急処置、車両の搬送を要する場合、業者への出勤手配、出勤支援を行うものとします。(4) 状況に応じた応急処置、レッカー等出勤支援業務を提供するものとします。(5) 会員の要望により当事者の家族・会社等に対し、緊急連絡・状況説明を行うものとします。

2. ツーリングワランティサービス(以下「ワランティサービス」という。)とは、上記JRSロードサービスのうちワランティサービスを希望し別途年会費を支払った会員が利用できる以下のサービスをいいます。(1) バッテリーあがり(バッテリージャンピング作業。充電は対象外)(2)パンク(車載のスペアタイヤとの交換作業)(3)ガス欠(現場での給油作業。ガソリン、オイル等の油脂代、部品代は別途料金)(4)キー閉じ込み(一般シリンダーが対象。特殊キー、キー製作は別途料金)(5)レッカーサービス(10kmまで) 3. 前1項および2項について、特に以下に掲げる場合は、そのサービス料金および実費は全額会員負担となることを会員はあらかじめ承諾するものとします。(1)スタッドレスタイヤやチェーン等の装備がない為、雪道でスリップする状態や砂道等でのスタック。(2)現場状況により特殊作業を要する場合。(3)無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態での運転中の事故・故障等。(4)車の販売、修理および管理を業とするものが、業務として受託し使用または管理中の車両や商品車使用の場合。(5)違法な改造がなされている車両や車検登録のない車両。特殊工作装置等を装備した車両。(6)レース、ラリー等一般の乗用目的以外での車両使用中の事故・故障等。(7)会員が高速道路および、有料となる場所にて事故・故障を起こし救援車の依頼をした際の、救援車の高速道路および駐車場等の利用料金。(8)タイヤが2本以上脱輪している車両の引上げ作業に要する費用実費。(9)ガス欠時に給油を行ったガソリン、軽油等の燃料油代金実費。(10)鍵をインロックした際の特等シリンダーキー開錠作業。キー作製は別途有償。(11)タイヤがパンクした場合のスペアタイヤ交換脱着作業2本以上の場合。 4. アフターフォローサービスとは、ワランティサービスを申し込まれた会員に対して、事故・故障により会員の乗車する車両がワランティサービスをご利用後、車両が自走不能の場合に利用できる、レンタカーサービス、宿泊費用サポート、帰宅費用サポート等のサービスをいい、本規定第7条に定めるサービスをいいます。

第4条 (サービスの利用方法) 1. 会員は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスデスクに連絡することによりエッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受けることができます。 2. 会員は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受ける場合、現場でカードを提示するものとします。カードの提示がない場合は、エッソ・モービル・ゼネラルロードサービスの提供を受けることができません。 3. カードに表示されている会員以外は本サービスをご利用いただけません。

第5条 (対象車種) 1. JRSロードサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両が対象となります。 2. ワランティサービス対象車種とは、会員が運転または同乗する車両で二輪車および四輪車で全長5.3m未満、全幅2m未満、車両重量3t未満の車両が対象となります。ただし緑ナンバー、黒ナンバーの車両は対象外となります。

第7条 (アフターフォローサービス) ワランティサービスを利用後、車両が自走不能の場合、いずれか一つのサービスをご利用いただけます。ただし、レッカー移動で工場等に入庫した場合に限ります。 1. レンタカーサービス 代替車両として、JRSが指定するレンタカーの手配を行います。(1,800CCクラスまで)6時間以内の利用を無料とします。(基本料金のみ無料。ガソリン代・乗り捨て料金は会員負担となります)場所・時間によって提供できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。 2. 宿泊費用サポート 宿泊を要する場合、JRSが指定する場所から最寄の宿泊施設の手配を行い、会員および同乗者(車検証に記載の定員数まで)一人あたり¥15,000まで費用を負担致します。(宿泊料のみ)場所・時間によってJRSが手配できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 3. 帰宅費用サポート 故障または事故発生の当日中に公共交通機関(電車・バス・飛行機・船舶)を利用して帰宅する場合、会員および同乗者(車検証に記載の定員数まで)一人あたり¥20,000まで費用を負担致します。宿泊費用・帰宅費用サポートは会員自宅から100km(直線距離)以上離れた場所での故障・事故によって自走不能の場合とします。また、宿泊・帰宅にかかる費用

は会員が立替払いをして、後日JRSがお支払い致します。

(TK592404・20170401)

会員規約（一般法人用一抄一）

第1条（法人会員とカード使用者） 1. 株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するクレジットカード取引システム（以下「JCB クレジットカード取引システム」という。）にJCB 所定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、会員区分を指定して申し込まれた官公庁、法人、社団、財団もしくはその他の団体（以下総称して「法人等」という。）または個人で事業を営む方（以下「個人事業主」という。）でJCB が審査のうえ入会を承認した法人等または個人事業主を法人会員といいます。また、個人事業主である法人会員を個人事業主会員といいます。 2. カード（第3 条第1 項に定めるものをいう。以下同じ。）の使用者として法人会員によって指定され、かつ本規約を承認のうえJCB クレジットカード取引システムに申し込まれた個人の方で、JCB が審査のうえ入会を承認した方をカード使用者といいます。また、カード使用者のうち、法人等を代表する権限のある方を代表使用者といいます。 3. 法人会員と代表使用者を併せて支払責任者といいます。 4. 法人会員とカード使用者を併せて会員といいます。 5. 個人事業主会員自身がカード使用者となったときは、当該個人事業主は、本規約に定められた法人会員としての責任およびカード使用者としての責任の双方を負うものとします。 6. 法人会員は、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。以下本項において同じ。）に対し、法人会員に代わってカードを使用して、本規約に基づくカード利用（ショッピング利用（第21 条に定めるものをいう。以下同じ。）および第6 条に定める付帯サービス等の利用の全部または一部をいう。以下同じ。）を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、法人会員は、カード使用者に対する本代理権の授与について、撤回、取消または消滅事由がある場合は、第32 条第4 項所定の方法によりカード使用者によるカード利用の中止を申し出るものとします。法人会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、JCB に対して主張することはできません。 7. 会員とJCB との契約は、JCB が入会を承認したときに成立します。 8. 会員は、法人会員の営業のためののみ、事業費の決済を利用目的としてカードを利用することができます。ただし、会員が本項に違反してカードを利用した場合であっても、法人会員は当該利用について当然に支払義務を負うものとします。 9. 会員には、ゴールド会員、一般会員等の区分があります。会員区分により、カードの利用可能枠、利用範囲、利用方法等が異なります。なお、会員区分は、法人会員が申し出、JCB が審査のうえ承認した場合、変更することができます。 10. カード使用者がJCB に対し暗証番号の変更を申し出ない限り、会員区分の変更に伴い暗証番号は変更となりません。なお、カード使用者がJCB に対し暗証番号の変更を申し出た場合であっても、JCB が暗証番号として不適切と判断した場合には、暗証番号は変更となりません。 11. 法人会員が新たに別の会員区分を指定してJCB またはJCB 以外のJCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社に入会を申し込んだ場合は、JCB に対する会員区分の変更の申し出があったものとして取り扱われることがあります。暗証番号は第8 条第1 項を準用するものとします。 12. 会員区分が変更になった場合、変更後の会員区分に応じてJCB が定めた利用可能枠、利用範囲、利用方法等の条件が適用されます。また、利用中の機能・サービス等が引き継がれないことがあります。

第2条（支払責任および連絡責任者） 1. 支払責任者は、会員によるカード（第3 条第2 項に定めるカード情報を含む。）の利用代金その他本規約において法人会員または支払責任者が負担するとされる一切の義務および責任を連帯して履行する義務を負うものとします。 2. 代表使用者は、法人等の代表権またはカード使用者の資格を喪失した場合であっても、当該代表使用者とは別の個人がJCB の承認を得て代表使用者とならない限り、前項の支払責任者としての義務および責任を継続して負担するものとします。 3. 第1 条第6 項に基づき本代理権を授与されたカード使用者のカード利用はすべて法人会員の代理人としての利用となり、当該カード利用に基づく一切の支払債務は法人会員に帰属し、カード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）はこれを負担しないものとします。また、法人会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってカード使用者（ただし、個人事業主会員自身を除く。）をして本規

約を遵守させる義務を負うものとします。 4. 連帯保証人は、本規約に基づき法人会員がJCB に対して負担する一切の債務について、JCB に対し、法人会員と連帯して履行の責任を負うものとします。 5. 法人等または個人事業主は、入会申込書に記載すべき事項等についてJCB から確認を行うための連絡責任者を、JCB 所定の入会申込書等に記載し、JCB に提出するものとします。

第3条（カードの貸与およびカードの管理） 1.JCBは、会員に対し、JCBが発行するクレジットカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。カード使用者は、カードを貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。 2. カードの表面にはカード使用者氏名、会員番号およびカードの有効期限等（以下「会員番号等」という。）が表示されています。また、カードの裏面にはセキュリティコード（サインパネルに印字される7桁の数値のうち下3桁の数値をいう。会員番号等とセキュリティコードを併せて「カード情報」という。）が表示されています。とりわけ非対面取引においては、カードを提示することなくカード情報によりショッピング利用をすることができますので、第三者によるカード情報の悪用等を防止するため、会員は、次項に基づき、善良なる管理者の注意をもって、カード情報を管理するものとします。 3. カードの所有権はJCB にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し管理しなければなりません。また、カードは、カード使用者本人以外には使用できないものです。会員は、他人に対し、カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供すること、またはカード情報を預託もしくは使用させることを一切してはなりません。

第8条（暗証番号） 1. カード使用者は、カードの暗証番号（4桁の数字）をJCB に登録するものとします。ただし、カード使用者からの申し出のない場合、またはJCB が暗証番号として不適切と判断した場合には、JCB が所定の方法により暗証番号を登録し通知します。 2. カード使用者は、暗証番号を新規登録または変更する場合、生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号利用を避けるものとします。推測されやすい番号等を利用したことにより生じた損害に対し、JCBは一切の責任を負わないものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないように善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、その利用はすべて当該カードを貸与されている会員による利用とみなし、その利用代金はすべて支払責任者の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理につき、会員に故意または過失がないとJCBが認めた場合には、この限りではありません。 3. カード使用者は、JCB所定の方法により申し出ることにより、暗証番号を変更することができます。ただし、IC カードの暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります（JCB が特に認めた方法で変更する場合はこの限りではありません。）。

第11条（取引時確認等） 犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認（本人特定事項等の確認をいう。）がJCB 所定の期間内に完了しない場合、その他同法に基づき必要と当社が判断した場合は、JCB は入会を断ること、カードの利用を制限することおよび会員資格を喪失させることがあります。

第11条の2（反社会的勢力の排除） 1. 法人会員、法人会員として入会を申し込まれた法人等および個人事業主（以下総称して「法人会員等」という。）ならびにカード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方（以下併せて「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。）は、会員等、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の9者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いてJCB の信用を毀損し、またはJCBの業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを確約するものとします。 2.JCB は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用

を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、JCB は、会員が前項の規定に違反していると認めた場合には、第31条第1項(6)に基づき支払責任者の期限の利益を喪失させ、第32条第3項(5)(6)の規定に基づき会員資格を喪失させます。3. 前項の規定の適用により、会員等に損害等が生じた場合でも、会員等は当該損害等についてJCB に請求をしないものとします。

4. 第1項に定める「暴力団員等の共生者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。(1) 暴力団員等が、経営を支配していると認められる関係を有する者 (2) 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者 (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者 (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者 (6) その他暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者

第12条 (会員情報の収集、保有、利用、預託) 1. 会員等は、JCB が会員等の会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1) 本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)を含むJCB との取引に関する与信判断および与信後の管理のために、以下の①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を収集、利用すること。①法人名、法人代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。②氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、カード使用者等が入会申込時および第10条等に基づき入会後に届け出た事項。③入会申込日、入会承認日、有効期限、利用可能枠等、会員等とJCB の契約内容に関する事項。④会員のカードの利用内容、支払責任者の支払状況、会員からのお問い合わせ内容および与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程においてJCB が知り得た事項。⑤法人会員等が入会申込時および入会後に届け出た年商・損益等、JCB が収集した代表者等(第13条第1項に定めるものをいう。)のクレジット利用・支払履歴。⑥犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等がJCB に提出した収入証明書類等の記載事項。⑦JCB が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)。⑧電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。(2) 以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、会員が本号③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または本号④に定める営業案内等についてJCB に中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。①カードの機能、付帯サービス等の提供。②JCB のクレジットカード事業その他のJCB の事業(JCB の定款記載の事業をいう。以下「JCB 事業」という場合において同じ。)における取引上の判断(会員等による加盟店申込み審査および会員等の親族との取引上の判断を含む。)。③JCB 事業における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。④JCB 事業における宣伝物の送付等JCB または加盟店等の営業案内または貸付の契約に関する勧誘。(3) 本契約に基づくJCB の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①②③④⑤⑥⑦⑧の会員情報を当該業務委託先に預託すること。2. 会員等は、JCB およびJCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社が、与信判断および与信後の管理、その他自己との取引上の判断のため、第1項(1)①②③④⑤の会員情報(第13条により個人信用情報機関からのみ取得された個人情報を除く。)を共同利用することに同意します(JCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社は次のホームページにて確認できます。<http://www.jcb.co.jp/r/riyou/>)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCB となります。3. 会員等は、JCB が会員情報の提供に関する契約を締結した提携会社(以下「共同利用会社」という。)が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③④⑤の会員情報を共同利用することに同意します(共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。)。なお、本項に基づく共同利用に係る会員情報の管理について責任を有する者はJCB となります。

第13条（個人情報機関の利用および登録） 1. 代表使用者および代表使用者として入会を申し込まれた方（以下総称して「代表使用者等」という。）ならびに個人事業主会員および個人事業主会員として入会を申し込まれた方（以下総称して「個人事業主会員等」といい、「代表使用者等」と「個人事業主会員等」を併せて「代表者等」という。）は、JCB が利用・登録する個人情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関に加入する貸金業者等（以下「加盟会員」という。）に対する当該情報の提供を業とするもの）について以下のとおり同意します。（1）代表者等の支払能力の調査のために、JCB が加盟する個人情報機関（以下「加盟個人情報機関」という。）および当該機関と提携する個人情報機関（以下「提携個人情報機関」という。）に照会し、代表者等の個人情報が登録されている場合はこれを利用すること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報など、加盟個人情報機関および提携個人情報機関のそれぞれが収集し登録した情報が含まれます。（2）加盟個人情報機関に、代表者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める期間登録されることで、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員に、これらの登録に係る情報が提供され、自己の与信取引上の判断（代表者等の支払能力の調査または転居先の調査をいう。ただし、割賦販売法および貸金業法等により、支払能力に関する情報については支払能力の調査の目的に限る。）のために利用されること。（3）前号により加盟個人情報機関に登録されている個人情報について、個人情報の正確性および最新性の維持、苦情処理、加盟会員に対する規制遵守状況のモニタリング等加盟個人情報機関における個人情報の保護と適正な利用確保のために必要な範囲において、加盟個人情報機関および当該機関の加盟会員が個人情報を相互に提供し、利用すること。2. 2006年3月30日までに入会されたカード使用者等は、カード使用者等の入会時の同意に基づき、加盟個人情報機関にカード使用者等の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報および当該機関が独自に収集した情報が登録されている場合は、当該機関および提携個人情報機関の加盟会員がカード使用者等の支払能力調査のためにこれを利用することを引き続き承認します。3. 加盟個人情報機関および提携個人情報機関は、本規約末尾に記載の個人情報機関とし、各加盟個人情報機関に登録する情報は本規約末尾の「登録情報および登録期間」表に定める事実とします。なお、JCB が新たに個人情報機関に加盟する場合は、書面その他の方法により通知のうえ同意を得るものとします。

第14条（会員情報の開示、訂正、削除） 1. 会員等は、JCB、JCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社、共同利用会社および加盟個人情報機関に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する自己に関する会員情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求は以下に連絡するものとします。（1）JCB、JCB クレジットカード取引システムに参加するJCB の提携会社および共同利用会社に対する開示請求：本規約末尾に記載のJCB 相談窓口へ（2）加盟個人情報機関に対する開示請求：本規約末尾に記載の各加盟個人情報機関へ 2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、JCB は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第15条（会員情報の取り扱いに関する不同意） JCB は、会員等が入会の申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または本章に定める会員情報の取り扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きをとることがあります。ただし、第12条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付または同④に定めるJCB または加盟店等の営業案内等に対する中止の申し出があっても、入会を断ることや退会の手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第16条（契約不成立時および退会後の会員情報の利用） 1. JCB が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は、承認しない理由のいかんにかかわらず、第12条に定める目的（ただし、第12条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定めるJCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および第13条の定めに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。 2. 第32条に定める退会の申し出または会員資格の喪失後も、第12条に定める

目的（ただし、第12条第1項(2)③に定める市場調査を目的としたアンケート用の書面その他の媒体の送付および同④に定めるJCB または加盟店等の営業案内等を除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等またはJCB が定める所定の期間会員情報を保有し、利用します。

第21条（ショッピングの利用） 11. 会員は、現金を取得することを目的として商品・権利の購入または役務の提供などにカードの利用可能枠（第18条第2項に定めるものをいう。）を利用すること（以下「ショッピング枠現金化」という。）はできません。なお、ショッピング枠現金化には以下の方式等がありますが、現金を取得することを目的とするショッピング利用である限り、方式のいかんにかかわらず、禁止の対象となります。（1）商品・権利の購入、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価を、カードを利用して支払い、加盟店等から現金または現金に類似するものの交付を受ける方式（2）商品・権利等を購入し、その対価を、カードを利用して支払ったうえで、当該商品・権利等を当該商品・権利等を購入した加盟店その他の第三者に有償で譲渡する方式

第22条（立替払いの委託） 1. 会員は、第21条第1項の定めのとおり、カード使用者が加盟店においてカードを利用したことにより、JCB に対して弁済委託を行ったこととなります。会員は、JCB が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、以下の方法をとることについて、予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。（1）JCB が加盟店に対して立替払いすること。（2）JCB の提携会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該JCB の提携会社に対して立替払いすること。（3）JCB の関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該JCB の関係会社に対して立替払いすること。2. 商品の所有権は、JCB が加盟店、JCB の提携会社またはJCB の関係会社に対して支払いをしたときにJCB に移転し、ショッピング利用代金の完済までJCB に留保されることを、会員は承認するものとします。3. 第1項にかかわらず、JCB が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、JCB、JCB の提携会社またはJCB の関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。

第26条（約定支払日とお支払い方法） 1. 毎月10日（当日が金融機関等休業日の場合は翌営業日）を約定支払日とし、支払責任者は、ショッピング利用代金の各支払区分に定められた該当する約定支払日に支払うべき金額（以下「約定支払額」という。）を、予め法人会員が届け出たJCB 所定の金融機関の預金口座等（原則として法人会員名義の口座等を届け出るものとします。以下「お支払い口座」という。）から口座振替の方法により支払うものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の約定支払日にお支払いいただくことや、JCB が特に指定した場合には、JCB 所定の他の支払方法（所定の手数料が発生する場合があります。）によりお支払いいただくこともあります。なお、約定支払日に口座振替ができなかった場合にはお支払い口座が開設されている金融機関等との約定により、当該約定支払日以降、約定支払額の全額または一部につき口座振替されることがあります。また、支払責任者がJCB 所定の金融機関の預金口座に振り込む方法で、支払責任者が本規約に基づきJCB に支払うべき金額を超えてJCB に対する支払いをした場合、JCB は翌月の約定支払日に法人会員に当該差額を返金するなどの方法により精算することを支払責任者は承諾するものとします。なお、JCB は支払責任者が翌月の約定支払日に支払うべき約定支払額からJCB が支払責任者に返金すべき金額を差し引くことができます。2. 会員が国外でカードを利用した場合等の支払責任者の外貨建債務については、JCB の関係会社が加盟店等に第22条に係る代金等の支払処理を行った時点（会員がカードを利用した日とは原則として異なります。）のJCB が定める換算レートおよび換算方法によって円換算した円貨により、支払責任者はJCB に対し支払うものとします。3. 会員が国外でカードを利用した場合において、JCB の関係会社が加盟店等に第22条に係る代金等を支払った後に、会員と加盟店間のカード利用に係る契約が解除された場合等、JCB が法人会員へ返金を行う場合は、原則として、前項に基づきJCB の関係会社が加盟店等に第22条に係る代金等の支払処理を行った時点のJCB が定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。ただし、JCB が係る時点を特定することが不可能な場合等、やむを得ない事情がある場合には、JCB の関係会社が加盟店等との間で当該解除等に係る手続きを行った時点（会員が加盟店との間で当該解除

等に係る手続きを行った日とは異なることがあります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法による場合があります。4. 会員が国外で付加価値税(VAT)返金制度を利用した場合において、JCBが法人会員へ返金を行う際の換算レートおよび換算方法は、JCBの関係会社が付加価値税(VAT)返金制度取扱免税会社との間で当該返金に係る手続きを行った時点(会員が付加価値税(VAT)返金制度を利用した日またはカードを利用した日とは異なります。)のJCBが定める換算レートおよび換算方法により、円換算した円貨によるものとします。なお、カード使用者が本条第6項に基づき円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合であっても、JCBが本項に基づき法人会員へ返金を行う金額は、外貨建の返金額を本項および次項に基づき円換算した金額となり、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用した換算レートは適用されません。5. 第2項から第4項の換算レートおよび換算方法は、原則として、JCB指定金融機関等が指定した為替相場を基準にJCBが定めるものとし、別途公表します。なお、一部の航空会社その他の加盟店におけるカード利用の場合には、当該加盟店の都合により一旦異なる通貨に換算されたうえ、JCBが定める換算レートおよび換算方法により円換算することがあります。6. 会員が国外でカードを利用した場合であっても、カード使用者が加盟店において、外貨建のショッピング利用代金額のほか、または外貨建のショッピング利用代金額に代えて、円貨建のショッピング利用代金額の提示を受けて、カード使用者が円貨建のショッピング利用代金額を選択した場合には、カード使用者が加盟店において提示を受けた円貨建の金額がショッピング利用代金額となります。この場合、本条第2項、第3項および第5項の適用はありません。なお、加盟店がカード使用者に対して円貨建のショッピング利用代金額を提示する際に適用される、外貨から円貨への換算レートは、各加盟店が独自に定めるレートであり、JCBが定める換算レートとは異なります。(ただし、第4項に基づく返金時のみ、第5項は適用されます。)7. 支払責任者が本規約に基づきATMを利用する方法またはJCB所定の金融機関の預金口座に振り込む方法によりカードの利用代金を支払う場合、支払責任者が利用する金融機関のサービスの種類や内容にかかわらず、JCBによる受領が翌営業日となる場合があります。

2017年3月31日現在

(GKB00・00000・20170331)

ETC専用カード規定(要約)

1. 「ETC法人会員」とは、カード発行会社(以下「当社」という。)および株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。)所定の会員規約(一般法人用または大型法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。)に定める法人会員のうち、本規定および道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうち両社がETCクレジットカード決済契約を締結した事業者(以下「道路事業者」という。)が別途定めるETCシステム利用規程を承認のうえ、ETCスルーカードN(以下「本カード」という。)の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。2. 「ETCカード使用者」とは、ETC法人会員の役員、従業員、使用人、契約社員、派遣労働者その他名称を問わずETC法人会員の業務に従事する者(以下「本役職員」という。)のうちETC法人会員に代わって本カードを使用する権限(以下「本代理権」という。)をETC法人会員から授与された者およびETC法人会員の代表者(ETC法人会員が個人事業主である場合は個人事業主本人)をいいます。3. 「ETC会員」とは、ETC法人会員とETCカード使用者を併せていいます。4. 両社は、ETC法人会員に対し、ETCカード使用者に本カードを使用させるため、会員規約に基づき発行しているカードまたはカード情報とは別に、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードの所有権は当社にあり、ETC法人会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。5. 本役職員が本カードを使用した場合およびETC法人会員が前項に違反したことにより本カードが本役職員以外の第三者に使用された場合、それらの使用は全てETCカード使用者による使用とみなされます。6. ETC法人会員は、ETC会員による本カードの利用代金を、会員規約に基づくショッピング利用代金と合算して、会員規約に定めると同様の方法で支払うものとします。なお、会員規約に基づくカードの利用可能な金額の計算にあたり、本カードの利用金額は、会員規約に基づくショッピング利用代金の利用残高に合算されます。7. ETC法人会員は、会員規約に定めるご利用代金

託先」という。)に預託している場合、ETC 法人会員ではなく預託先を意味します。)とする。3.JCB は、前項で申請したETC 法人会員のうち利用登録を承認したETC 法人会員(以下「利用者」という。)に対し、利用者特定番号(以下「ID」という。)を番号・付与する。JCB によるID の発行をもって利用登録の完了とする。なお、ID の発行を受けた利用者は、JCB 所定の方法に従い、任意にパスワードを設定するものとする。5. 利用者は、申請した登録内容に変更があった場合、または自己のID およびパスワードが第三者に無断使用されていること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、直ちにJCB 所定の届出を行うものとする。なお届出がないことにより利用者または第三者に不利益もしくは損害が発生した場合であってもJCB はその責任を負わないものとする。

第4条 (本サービスの利用方法) 1. 利用者は、本規定のほか、本サービスのWeb サイト上における「ご案内」、「ご利用上の注意」その他の注記事項および別途定める規約等(以下、本規定、注記事項および規約を総称して「本規定等」という。)を遵守するものとする。2. 利用者は、Web サイトにおいてID およびパスワードを入力し、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとする。

第5条 (利用者の管理責任) 1. 利用者は自己の役員、従業員、使用人、契約社員、派遣労働者その他名称を問わず利用者の業務に従事する者(以下「本役職員」という。)に対して利用者にとって本サービスを利用する権限(以下「本代理権」という。)を授与することができる。その場合、善良なる管理者の注意をもって本役職員をして本規定を遵守させるものとする。なお利用者は、本サービスを利用した本役職員に本代理権がないことおよび同役職員が本代理権を濫用したことを、JCB に主張することはできない。2. 利用者は、自己のID およびパスワードの使用、管理について一切の責任を負うものとし、そのID およびパスワードを用いてなされた一切の行為について、自己が行ったものとみなされることを承諾するものとする。3.ID およびパスワードが第三者に使用されたことによる損害、損失または費用(第三者からの請求によるものを含み、以下総称して「損害等」という。)は、利用者の故意過失の有無にかかわらず、JCB は一切責任を負わないものとする。4. 利用者は、自己のID およびパスワードの使用に起因または関連してJCB または第三者に損害等が生じた場合、自己の責任においてその損害等を賠償しなければならない。5. 利用者は、善良なる管理者の注意をもって、本サービスの利用により取得したETC スルーカードN ご利用代金明細等の情報を使用し管理しなければならない。

第6条 (利用者の禁止事項) 2. 利用者は、本サービスの利用によって取得した情報を商業的に利用してはならない。

第8条 (本サービスの利用登録抹消) JCB は、利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者の承諾なくしてその利用登録を抹消し、利用者のID を無効とすることができるものとする。同様に以降の当該利用者の本サービス利用に制限を行うことができるものとする。
・JCB 会員資格を喪失した場合
・本規定のいずれかに違反した場合
・利用登録に関し虚偽の申請をした場合
・本サービスの利用に際し必要とされる債務支払または義務の履行を行わなかった場合
・同ID でJCB 所定の回数連続してログインエラーとなった場合
・6ヶ月以上の間ログインしなかった場合
・その他JCB が利用者として不適当と判断した場合

第9条 (個人情報の取扱い) 1. 利用者は、JCB が電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報(以下「個人情報」という。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下の目的のために利用することに同意したものとする。(1) 宣伝情報の配信等JCB の営業に関する案内に利用すること (2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること (3) 統計資料などに加工して利用すること

第10条 (免責) 1.JCB は、本サービスの利用に関し、その内容、情報等の完全性、正確性、有用性その他いかなる保証も行わない。また、本サービスにおいて、JCB が採用する暗号技術は、JCBが妥当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証も行わない。2.JCB は、本サービスの利用に起因または関連して生じた利用者の損害等について、一切責任を負わないものとする。

第11条 (本サービスの一時停止・中止) 1.JCB は、次のいずれかに該当する場合、利用者への事前通知または承諾なくして、本サービスを一時停止または中止できるものとする。
・システム保守その他本サービス運営上の必要がある場合
・天災、停電その他本サ

ービスを継続することが困難になった場合 ・その他JCBが必要と判断した場合 2.JCBは、本サービスの一時停止または中止に起因または関連して生じたいかなる損害等についても、一切責任を負わないものとする。

第15条（本規定の優越） 本サービス利用に際し、JCBが別に定める会員規約などのあらゆる規約と本規定の内容が一致しない場合は、本規定が優先されるものとする。

(ECB99・00555・20100901)

<ご相談窓口>

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2.JCB カードのサービス・入退会手続等についてのお問い合わせ、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

株式会社ジェーシービー JCB インフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700

福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

3. 本規約についてのお申し出、お問い合わせ、ご相談、会員情報の開示・訂正・削除等の会員情報に関するお問い合わせおよびご相談については下記にご連絡ください。なお、JCBでは会員情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報統括責任者（コンプライアンス部 担当役員）を設置しております。

(GSH00000・20120331)

株式会社ジェーシービー お客様相談室

〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア

0120-668-500

(00000・20170331)

<共同利用会社>

本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。

○株式会社JCB トラベル

〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TS ビル

利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーおよび株式会社JCB トラベルが運営する「J-Basket サービス」等の提供

○株式会社ジェーシービー・サービス

〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス等の提供

(KRG00777・20170331)

<加盟個人情報情報機関>

本規約に定める加盟個人情報情報機関は以下のとおりです。

- 株式会社シー・アイ・シー（CIC）（貸金業法・割賦販売法に基づく指定個人情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15 階

電話番号 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

●株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

電話番号 0570-055-955

<http://www.jicc.co.jp/>

※各個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員企業名、登録される情報項目等の詳細は上記の各社開設のホームページをご覧ください。

登録情報および登録期間

	CIC	JICC
① 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の番号、本人確認書類の記号番号等の本人情報	左記②③④⑤のいずれかの情報が登録されている期間	
② 加盟個人信用情報機関を利用した日および本契約に係る申し込みの事実	当該利用日より6ヵ月間	当該利用日から6ヵ月以内
③ 入会年月日、利用可能枠、貸付残高、割賦残高、年間請求予定額等の本契約の内容および債務の支払いを延滞した事実、完済等のその返済状況	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内	契約継続中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年以内
④ 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	
⑤ 本人確認資料の紛失、盗難等の本人申告情報	登録日より5年以内	

※上表のうち、個人信用情報機関が独自に収集し、登録するものは、④⑤となります。

※上表の他、CICについては支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。

※上表の他、JICCについては、延滞情報は延滞継続中、延滞解消の事実に係る情報は契約終了日から5年以内（入会年月日が2018年3月31日以前の場合は延滞解消日から1年以内）、および債権譲渡の事実に係る情報は債権譲渡日から1年以内が登録されます。

<提携個人信用情報機関>

本規約に定める提携個人信用情報機関は以下のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター

電話番号 03-3214-5020

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社等を会員とする個人信用情報機関です。全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の全国銀行個人信用情報センター開設のホームページをご覧ください。

●加盟個人信用情報機関と提携個人信用情報機関の関係は以下のとおりです。

加盟個人信用情報機関	提携個人信用情報機関	登録情報
------------	------------	------

CIC	JICC、全国銀行個人信用情報センター	*
JICC	CIC、全国銀行個人信用情報センター	*

*提携個人信用情報機関の加盟会員により利用される登録情報は、「債務の支払いを延滞した事実等」となります。

(KSK77C・20170331)

クレジットカードレス特約

第1条（カードレス会員） 本特約において「カードレス会員」とは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（一般法人用をいい、以下「会員規約」という。）に定める会員のうち、本特約を承認の上、本特約に定めるカードレスサービス（以下「カードレスサービス」という。）の利用を両社所定の方法により申し込み、両社がこれを認めた方をいいます。また、カードレス会員のうち、会員規約に定める法人会員およびカード使用者を、それぞれ「カードレス法人会員」および「カードレス使用者」といいます。

第2条（カード情報の発行、通知） 1. 両社は、カードレス会員に対し、会員規約に定めるカードの発行に代え、会員番号を含むカード情報（以下「カード情報」という。）を発行し、書面その他の方法により通知します。カードレス会員には、会員規約に定めるカードは発行されません。 2. カード情報にかかる権利は当社に帰属します。カードレス会員は善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。

第3条（カードレスサービスの内容、利用方法） 1. カードレスサービスは、本特約を承認の上申し込んだ両社所定の他の規定等に定める各種サービス（以下「対象サービス」という。）の利用代金を、（会員規約に定めるカードを使用することなく）カード情報を当社所定の方法により使用することにより、会員規約に基づくショッピング利用代金として同規約の定めに従い支払うサービスです。 2. カードレス会員は、前項に定める場合を除き、カード情報を使用することにより、会員規約に定めるショッピングサービスおよび付帯サービスのいずれも利用することはできません。

第4条（カード情報の有効期限） 1. カード情報の有効期限は両社が指定するものとし、カードレス会員に対し書面その他の方法により通知します。 2. 両社は、前項の有効期限までに退会の申し出のないカードレス会員のうち、両社が審査の上引き続きカードレス会員として認める方に対して、有効期限を更新した新たなカード情報を通知します。

第5条（年会費） カードレスサービスにかかる年会費は、会員規約の定めにかかわらず当社が通知するまで免除するものとします。ただし、対象サービスにかかる年会費が両社所定の他の規定等において別途定められている場合には当該定めに従うものとします。

第6条（カード情報の再発行） 1. 両社は、カード情報の消失、不正取得、改変等の理由により、カードレス会員が希望し、両社が審査の上承認した場合、カード情報を再発行し、通知します。 2. 両社は、両社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとし、カードレス会員はあらかじめこれを承諾します。

第7条（カードレスサービス利用代金の支払） 1. カードレス法人会員は、カードレスサービス利用代金を、会員規約に定めるカード利用代金と同様の方法により支払うものとします。 2. カードレス法人会員は、カード情報を使用することにより対象サービス以外のショッピングサービスを利用した場合には、当該サービス利用代金をカードレスサービス利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

第8条（カードレス代表使用者の責任） カードレス使用者のうち、法人等を代表する権限のある方または連帯保証人は、カードレス会員によるカードレスサービス利用代金その他本特約に基づきカードレス法人会員が負担する一切の債務について、カードレス法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第9条（本特約の改定） 将来、本特約が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にカードレス会員がカード

レスサービスを利用した場合、両社はカードレス会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第10条（適用関係） 1. 本特約は、カードレス会員のカードレスサービス利用について適用されるものとし、本特約に定めのない事項については会員規約によるものとします。 2. 本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本特約における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK599001・20120331)

ハウスカードサービス規定（法人用）

第1条（用語の定義） 本規定における次の用語の意味は、以下のとおりとします。 (1)「ハウスカード法人会員」とは、カード発行会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」といい、当社と総称して「両社」という。）所定の会員規約（一般法人用または大型法人用をいい、以下総称して「会員規約」という。）に定める法人会員のうち、本規定を承認の上、本規定に定めるハウスカードサービス（以下「ハウスカードサービス」という。）の利用を両社所定の方法により申し込み（以下「本申込み」という。）、両社がこれを認めた方をいいます。 (2)「本カード」とは、本規定に基づき発行、貸与されるハウスカードサービス利用代金の支払いのための機能を付した専用カードであり、カードの表面にはJCB ロゴマークの表示がないものをいいます。 (3)「指定カード」とは、ハウスカード法人会員が本カード利用代金の支払方法としてあらかじめ指定する自己に貸与されている会員規約に定めるクレジットカードまたはカード情報をいいます。 (4)「本役職員」とは、ハウスカード法人会員の役員、従業員、使用人、契約社員、派遣労働者その他名称を問わずハウスカード法人会員の業務に従事する者をいいます。 (5)「ハウスカード使用者」とは、本役職員のうちハウスカード法人会員に代わって本カードを使用して本規定に基づくハウスカードサービスを利用する権限（以下「本代理権」という。）をハウスカード法人会員から授与された者およびハウスカード法人会員の代表者（ハウスカード法人会員が個人事業主である場合は個人事業主本人）をいいます。 (6)「ハウスカード会員」とは、ハウスカード法人会員とハウスカード使用者を併せていいます。 (7)「指定加盟店」とは、会員規約に定める加盟店のうち、両社が本カードの利用可能な「指定加盟店」として定めた加盟店をいいます。 (8)「指定商品等」とは、指定加盟店の取扱商品およびサービスのうち、指定加盟店および両社が本カードによる決済を認めた一定の商品およびサービスをいいます。なお、特に指定がなされない場合は、指定加盟店の取扱商品およびサービスの全部となります。

第2条（本カードの発行、貸与） 1. 両社は、ハウスカード法人会員に対し、ハウスカード使用者に本カードを使用させるため、会員規約に基づき発行、貸与されるカードまたはカード情報とは別に、本カードを発行し、当社が貸与します。なお、本カードは、ハウスカード法人会員の希望する枚数を限度に両社が適当と認めた枚数が発行されます。 2. 本カードの所有権は当社にあり、ハウスカード法人会員は善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理しなければなりません。ハウスカード法人会員は、自己の責任において、ハウスカード使用者に本カードを使用させることができますが、本役職員以外の者に対し、本カードを貸与、預託、譲渡もしくは担保提供を一切してはなりません。ハウスカード法人会員は、自ら本規定を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもってハウスカード使用者をして本規定を遵守させるものとします。 3. 本役職員が本カードを使用した場合およびハウスカード法人会員が前項に違反したことにより本カードが本役職員以外の第三者に使用された場合、それらの使用は全てハウスカード法人会員による使用とみなされます。ハウスカード法人会員は、本カードを使用した本役職員に本代理権がないことおよび同役職員が本代理権を濫用したことを、両社に主張することはできません。

第3条（ハウスカードサービスの内容、利用方法等） 1. ハウスカードサービスは、会員規約に定めるショッピング利用のうち、指定加盟店における指定商品等にかかるショッピング1回払い利用のみが可能となるサービスです。なお、ハウスカード会員は、本カードにより、ショッピング2回払いのサービスを受けることはできません。 2. ハウスカード会員は、指定加盟店における指定商品等について、

会員規約に定めると同様の方法により、ハウスカードサービスを利用することができます。前項にかかわらず、ハウスカード会員は、本規定のほか、ハウスカードサービスの利用にかかる両社所定の規定等がある場合はそれに従うものとします。

第4条（指定商品等） 1.ハウスカード会員は、指定加盟店および両社が特に必要と認めた場合には、指定商品等の種類および内容を変更することにつき、あらかじめ承諾します。 2.ハウスカード会員は、指定加盟店における指定商品等の購入・利用（以下「指定加盟店のサービス」という。）に際しては、指定加盟店所定の方法によるものとします。

第5条（本カードの有効期限） 1.本カードの有効期限は両社が指定するものとし、本カード上に表示された年月の末日までとします。 2.両社は、本カードの有効期限までに会員規約に基づく退会または本規定の解約の申し出のないハウスカード法人会員のうち、両社が引き続き適当と認める者に対し、両社が適当と認めた枚数の有効期限を更新した新たな本カードを発行します。

第6条（本カードの年会費） ハウスカード法人会員は、当社所定の本カードにかかる年会費（本カードの枚数によって異なる。）を、会員規約に定める年会費とは別に、会員規約に定める年会費と同様の支払方法で指定カードにより支払うものとします。なお、会員規約に定める年会費の支払期日と本カード年会費の支払期日は異なる場合があります。また、本カードにかかる年会費は、本規定を解約、解除した場合でもお返ししません。

第7条（利用可能な金額） ハウスカード会員は、指定カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内で、本カードを利用することができます。なお、指定カードおよび本カードの「利用可能な金額」の計算にあたり、本カードの利用金額は、指定カードのショッピング1回払い利用可能枠に係る利用残高の金額に合算されます。

第8条（本カード利用代金の支払） 1.ハウスカード法人会員は、ハウスカード会員による本カード利用代金（第3条に定める本カードの利用に基づく代金をいう。以下同じ。）を、会員規約に基づくショッピング利用代金と合算して会員規約に定めると同様の方法で支払うものとします。 2.本カード利用代金の支払区分は、ショッピング1回払いとなります。 3.ハウスカード法人会員は、指定加盟店以外における本カード利用、または指定加盟店における指定商品等以外についての本カード利用についても、本カード利用代金として、前項と同様に支払うものとします。

第9条（本カードの紛失・盗難等） 本カードの紛失・盗難またはカード偽造が生じた場合の責任区分については、会員規約における「カードの紛失、盗難による責任の区分」ならびに「偽造カードが使用された場合の責任の区分」に関する規定が準用されます。

第10条（本カードの再発行） 本カードの再発行については会員規約の定めを準用するものとし、ハウスカード法人会員が当社所定の再発行手数料（本カードの枚数によって異なる。）を会員規約に定める再発行手数料と同様の方法で指定カードにより支払うものとします。

第11条（サービス停止） 両社は、指定加盟店の信用状態に重大な変化が生じた場合、その他ハウスカードサービスの提供を継続することが困難と認めた場合には、何ら通知催告なく、ハウスカードサービスの提供を中止できるものとします。

第12条（解約、解除等） 1.ハウスカード法人会員は、両社所定の方法により本規定を解約することができます。 2.本規定は、次のいずれかに該当する場合、(1)(2)においては当然に、(3)においては当社の通知により解除されます。(1)ハウスカード法人会員が会員規約に基づき退会し、または会員資格を喪失した場合。(2)両社が有効期限を更新した本カードを発行しないで、本カードの有効期限が経過したとき。(3)ハウスカード法人会員が本規定もしくは会員規約に違反し、または本カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合。 3.ハウスカード法人会員が本規定を解約し、または本規定を解除された場合、当該法人会員に貸与されていた本カードは全て失効します。 4.前三項の場合、ハウスカード法人会員は直ちに本カードを当社に返還するか、本カードに切り込みを入れて破棄しなければならないものとします。

第13条（代表使用者等の責任） 会員規約に定める代表使用者または連帯保証人は、本カード利用代金その他本規定に基づきハウスカード法人会員が負担する一切の債務について、ハウスカード法人会員に連帯して履行する責任を負うものとします。

第14条（本規定の改定） 将来、本規定が改定され、両社がその内容を書面その他の方法により通知した後にハウスカード使用者が本カードを利用した場合、両社はハウスカード会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

第15条（適用関係） 1. 本規定は、ハウスカード会員のハウスカードサービス利用について適用されるものとし、本規定に定めのない事項については会員規約によるものとします。この場合、会員規約における「カード」を「本カード」と読み替えるものとします。 2. 本規定において特に定めのない用語については、会員規約におけるのと同様の意味を有するものとします。

※カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、本規定における「当社」および「両社」はいずれも「JCB」に読み替えます。

(TK850000・20120331)